

福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第139号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。ただし、この事業において、児童とは、20歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において養育費に関する公正証書等の作成に要する費用について補助することにより、養育費の取決めに係る債務名義の取得を促進し、もって継続した履行確保を図ることを目的とする。

なお、福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請した日において、市内に住所を有するひとり親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）児童扶養手当の支給を受けている、又はこれと同等の所得水準にあること
- （2）養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- （3）養育費の取決めに係る児童を現に扶養していること
- （4）養育費の取決めに係る同一の公正証書等について、補助金の交付を受けていない、又は国、他の地方公共団体若しくはこれに

準ずる団体からの補助を受けていない、若しくは受ける予定がないこと

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要した経費のうち、第1条に規定する費用（本人が負担する費用に限る。）として次の各号のいずれかに該当する費用とする。

（1）公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料

（2）家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の切手郵送代

2 補助金の額は、前項の補助対象経費の合計額とし、3万円を限度とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、公正証書等を作成した日の属する年度の末日までに、福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

（1）調査同意書（様式第2号）

(2) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年 (1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年) の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法 (昭和 4 0 年法律第 3 3 号) に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長 (特別区長を含む。以下同じ。) の証明書 (同法に規定する控除対象扶養親族 (1 9 歳未満の者に限る) がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類 (様式第 3 号「 1 6 歳以上 1 9 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 」) 及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(4) 補助対象経費の領収書又はこれに準ずる書類 (以下「領収書等」という。)

(5) 養育費の取決めを交わした公正証書等 (債務名義に限る。) の写し

(6) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定および確定)

第 5 条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の決定及び交付額の確定を行い、福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定 (交付額確定) 通知書 (様式第 4 号) により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを

決定したときは、福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第6条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という）は、福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命することができる。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。